

労災保険率について

労災保険率は54業種ごとに災害率等に応じて定め、3年に1度改定。最低2.5/1,000～最高88/1,000
 (例) 金融業、保険業又は不動産業 2.5/1,000 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 88/1,000

労災保険率(全業種平均)の推移

平成元年度	10.8/1,000
	↓
平成4年度	11.2/1,000
	↓
平成7年度	9.9/1,000
	↓
平成10年度	9.4/1,000
	↓
平成13年度	8.5/1,000
	↓
平成15年度	7.4/1,000
	↓
平成18年度	7.0/1,000
	↓
平成21年度	5.4/1,000
	↓
平成24年度	4.8/1,000
	↓
平成27年度	4.7/1,000
	↓
平成30年度	4.5/1,000

平成30年度の労災保険率を構成する要素		労災保険率 (単位:1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付 等	2.22
	長期給付分 年金たる保険給付等 (将来給付分は積立金として保有)	1.18
非業務災害分		0.6
社会復帰促進等事業 及び 事務の執行に要する費用分		0.9
年金積立調整費用		▲0.4

※業務災害分は、全業種の平均値
 ※業務災害分以外は、全業種一律
 ※業務災害分で端数処理前の各業種の料率を平均していることから、上記の各料率の合計値は、端数処理後の平均とは一致しないことがある。

労 災 保 険 率 表

(平成30年4月1日改定)

(単位: 1/1,000)

事業の種類分類	業種番号	業 種	現行料率	平成27～29年度料率
林業	02又は03	林業	60	60
漁業	11	海面漁業	18	19
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
	25	採石業	49	52
	26	その他の鉱業	26	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
	32	道路新設事業	11	11
	33	舗装工事業	9	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
	35	建築事業	9.5	11
	38	既設建築物設備工事業	12	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
	37	その他の建設事業	15	17
製造業	41	食料品製造業	6	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	7
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6	5.5
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	18	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	50	金属精錬業	6.5	7
	51	非鉄金属精錬業	7	6.5
	52	金属材料品製造業	5.5	5.5
	53	鋳物業	16	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
	55	めつき業	7	7
	56	機械器具製造業	5	5.5
	57	電気機械器具製造業	2.5	3
	58	輸送用機械器具製造業	4	4
	59	船舶製造又は修理業	23	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
61	その他の製造業	6.5	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4	4.5
	72	貨物取扱事業	9	9
	73	港湾貨物取扱事業	9	9
	74	港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	94	その他の各種事業	3	3
	90	船舶所有者の事業	47	49